

老 発 第 4 8 0 号

平成 1 2 年 5 月 1 2 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

厚生省老人保健福祉局長

平成 1 2 年度における介護保険施設等の指導について（通知）

介護保険施設等に対する指導監査については、平成 1 2 年 5 月 1 2 日付老発第 4 7 9 号をもってその指針を示したところであるが、平成 1 2 年度の介護保険施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅支援事業者等に対する指導の実施に当たっては、前年度、前々年度の指導実績がないことから次の事項に留意されるようお願いする。

- 1 平成 1 2 年度が、介護保険制度の発足の初年度であること、従来の措置制度から利用制度に変更されたことなどから、利用者保護の観点にたって施設及び事業者による適切な介護サービスの提供、それらサービスに見合う適切な介護報酬の請求に重点をおいた指導を出来る限り実地に行う必要があること。

なお、特に利用者からの苦情が多い施設及び事業者であって、市町村（保険者）、国民健康保険団体連合会の指導、助言に従わない施設及び事

業者については、重点的に実地指導を行う必要がある。

- 2 しかしながら、制度発足に伴い新たに指定を受ける施設数及び事業者数は相当数に上ること、及び各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区の指導監査体制を考慮し、平成12年度における指導に当たっては、重点化及び効率化を図る観点から、「介護保険施設等指導指針」で示した「集団指導」及び「書面指導」の積極的な導入を図ること。